

2017(平成 29)年度神戸海星女子学院大学入学資格審査要項

学校教育法施行規則第 150 条第 7 号により神戸海星女子学院大学へ出願を希望する者は、事前に個別の入学資格審査を受け、入学資格を認められることが必要です。

1 入学資格審査の対象者

- (1) 外国人学校の卒業(見込み)者で本学の日本語での教育を受けることができる者
- (2) 高等学校を卒業していない者で、各種の教育機関における学習歴や社会における実務経験等(取得した資格を含む)を積んだ者

注：いずれも平成 29 年 3 月 31 日までに年齢が 18 歳に達する者

2 出願できる入学者選抜方式

一般前期 A・B、センター試験利用 I 期

3 申請方法

次の書類を取り揃え申請してください。

本要項の 1 の(1)に該当する者

- ・ 本学所定の入学資格審査申請書
- ・ 当該外国人学校の教育課程、教育内容を証明できるもの
- ・ 申請者の当該外国人学校における履修状況を証明できるもの
- ・ 当該外国人学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書

本要項の 1 の(2)に該当する者

- ・ 本学所定の入学資格審査申請書
- ・ 各種の教育機関などでの学習歴及び社会での実務経験等が高等学校卒業又は卒業見込みと同等以上であることが確認できる書類

なお、その他神戸海星女子学院大学が審査に必要と判断した資料の提出を求めることがあります。

4 申請期間及び申請書類等の送付先

神戸海星女子学院大学の入学資格審査を受けようとする者は、平成 28 年 12 月 7 日(水)までに申請してください。

なお、入学資格審査を受けようとする者は、できる限り申請の前に本学アドミッションセンターに相談するようにしてください。

送付先(相談先)

〒657-0805 神戸市灘区青谷町 2-7-1

神戸海星女子学院大学 アドミッションセンター

Tel 078-801-4117(直)

5 審査方法

入学資格審査は、神戸海星女子学院大学入学資格審査委員会が、本要項に則り、提出された申請書類に基づき書面審査により実施します。

6 審査基準

(1) 本要項1の(1)に該当する者

申請者の当該外国人学校における学習歴が、高等学校卒業者と同等以上であるかを審査します。

(2) 本要項1の(2)に該当する者

申請者の各種の学校における学習歴及び社会での実務経験等に基づき、高等学校卒業者と同等以上であるかを審査します。

7 審査結果の通知

入学資格審査の通知は、平成29年1月10日までに申請者あて文書により通知します。

なお、入学資格を認められた者には、「神戸海星女子学院大学入学資格認定書」を交付します。

8 神戸海星女子学院大学入学者選抜試験の出願について

「神戸海星女子学院大学入学資格認定書」を交付された者は、神戸海星女子学院大学の入学者選抜試験に出願することができます。

出願の際は、必ず「神戸海星女子学院大学入学資格認定書」のコピーを提出してください。

また、大学入試センター試験の出願には「神戸海星女子学院大学入学資格認定書」のコピーが必要となります。